

東洋大学内部質保証に関する方針

本学の内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 本学の建学の精神、目的及び各学部・研究科が掲げる教育目標等並びに諸活動の方針の実現に向け、教育研究をはじめとする大学の諸活動並びに組織及び運営について、自主的かつ自律的に自己点検・評価を行い、教学マネジメントのもとで、教育研究水準の向上に資する改革を推進する。
- (2) 全学における内部質保証の推進を担う組織(全学的内部質保証推進組織)は、大学評価統括本部とし、その下に学部及び研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を統括する全学自己点検・評価活動推進委員会(以下、全学委員会)、その他の諸委員会、各部局の自己点検・評価体制との連携を図り、全学的な観点に基づき、必要な連絡調整及び提言(フィードバック)を行い、教育研究及び諸活動の企画、運営、検証、改善・向上の一連のプロセスの一層の充実を図る。
- (3) 自己点検・評価活動の実施にあたっては、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高めるため、外部評価を行うよう努める。
- (4) 自己点検・評価活動をはじめとする内部質保証推進の状況について、社会的公表を行う。
- (5) 教育の質保証について、組織内の意識の醸成と涵養を図るとともに、学生の成長及び教育研究力の向上に資するよう、教職協働のもとで、学内の有機的な連携関係を形成する。

2. 組織の権限・役割等

- (1) 全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部の下に、学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を統括する全学委員会を置き、全学委員会の下に学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会を組織し、自己点検・評価活動を推進する。
- (2) 学部・研究科ごとの自己点検・評価活動推進委員会は、教育目標、「卒業の認定及び学位授与に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」に基づく教育活動について自己点検・評価活動を組織的に行い、その結果を全学委員会に報告する。
- (3) 全学委員会は、学部・研究科ごとの自己点検・評価の状況について相互評価(ピアレビュー)を行うとともに、大学評価統括本部に自己点検・評価結果を報告する。
- (4) その他の諸委員会及び各部局は、大学評価統括本部の下で、自己点検・評価活動を行い、その結果を大学評価統括本部へ報告する。
- (5) 大学評価統括本部は、全学的な観点に基づき、自己点検・評価活動を行った組織等に対して、提言(フィードバック)を行い、改善活動を促進する。また、学部及び研究科の自己点検・評価活動については、教学の自主的、自律的な内部質保証を推進する観点から、全学委員会から提言(フィードバック)を行うことを可能とする。

3. 手続き・運用

- (1) 全学的内部質保証推進組織である大学評価統括本部の業務、権限、その他運営に関しては、「東洋大学大学評価統括本部規程」に定める。
- (2) 学部・研究科ごとの自己点検・評価活動、その活動を統括する全学委員会の業務、権限、その他運営に関しては、「東洋大学自己点検・評価活動推進に関する規程」に定める。
- (3) その他の諸委員会及び各部局における自己点検・評価活動については、大学評価統括本部の下に、各部局と連絡調整を図り、相互評価を行うことを目的とした部会を設け、各組織の協力のもとに進める。
- (4) 評価基準については、大学設置基準及び大学院設置基準並びに大学基準協会が掲げる大学基準に基づく点検・評価項目等を考慮する。
- (5) 内部質保証推進体制については、関係組織と連携しながら、継続的、組織的に検証・改善を行い、最適化を図る。